

広島市及び丹波市の被災者支援に関する会長談話

2014年（平成26年）8月25日

兵庫県弁護士会 会長 武本夕香子

今月中旬に立て続いた全国的な局地的豪雨とこれに伴う土砂崩れや土石流等によって、兵庫県では丹波市を中心に死傷者数名と1170棟を超える家屋損壊・浸水被害が発生し、また、広島市では数十名が犠牲となる深刻な事態となると共に今も多数に及ぶ行方不明者の捜索が懸命に行われています。

亡くなられた方々には衷心よりお悔やみを申し上げ、被害に遭われた被災者の方々には心よりお見舞いを申し上げます。

弁護士には、自然災害により被災者の人権が危機に陥ったときは、相談活動を中心に被災者を支援する社会的使命があり（弁護士法第1条）、とりわけ阪神・淡路大震災の被災経験のある当会の役割は重要であると認識しております。

当会は、これまでも2004年（平成16年）の豊岡市及び淡路島の水害と、2009年（平成21年）の佐用町及び宍粟市の水害で、被災者への相談活動等に取り組みましたが、今次の丹波市の被害についても、今月26日には緊急電話相談を実施し、27日からは丹波市等における無料法律相談などを実施することとし、被災者支援に努めたいと考えております。

そして、広島市の被害についても、広島弁護士会の行う被災者支援活動に対し、当会の保持する経験や教訓を届けるなど情報提供を中心とする後方支援に力を尽くし、また、今後の復興については当会をはじめとする専門家士業団体が加入する阪神・淡路まちづくり支援機構と共に、広島県災害復興支援士業連絡会の活動を支えることといたします。

さらに、当会は、未だ復興途上の東日本その他全国各地で発生した自然災害の被害につき、一日も早い復旧・復興を願うと共に、被災者の生活再建を期して、全国の弁護士会、弁護士会連合会に連携を呼び掛け、全力を尽くす所存です。

以上